

# 人事行政の運営等の状況

令和元年12月  
御 殿 場 市

## 御殿場市の人事行政の運営等の状況

御殿場市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 15 号）第 6 条及び御殿場市職員の退職手当に関する規則（平成 19 年御殿場市規則第 17 号）第 9 条の 8 の規定により、御殿場市の人事行政の運営状況の概要、公平委員会の業務の状況及び早期退職募集制度による認定を受けた応募者の数並びに募集実施要項を公表する。

令和元年 12 月 20 日

御殿場市長 若 林 洋 平

## I 御殿場市人事行政の運営等の状況の概要

## 1 任免及び人数に関する状況

## (1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分 部門	職員数（人）			主な増減理由
	平成 30 年度	平成 31 年度	対前年増減	
一般行政	499	500	1	事務の増加による
特別行政(教育)	101	101	0	
公営企業等	64	65	1	事務の増加による
合 計	664	666	2	事務の増加による

## (2) 採用及び離職（注 1）の状況

区分 部門	採用 (人) (注 2)	離職（人）									
		退職					免職		失 職	派 遣 ・ 帰任	合 計
		定 年	早 期 (注 3)	普 通	死 亡	任期満了	分 限	懲 戒			
一般行政	18	11		8		3	1				23
特別行政(教育)	4			1						2	3
公営企業等	4		1	1							2
合 計	26	11	1	10		3	1			2	28

（注 1）離職は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に離職した者の人数である。

（注 2）採用は、平成 31 年 4 月 1 日付けで採用した者の人数である。

（注 3）御殿場市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年御殿場市条例第 12 号）第 8 条の 2 第 2 項の規定に規定する募集実施要項により、同条第 11 項の認定を受け退職した者の人数である。

(3) 定員管理計画の年次別計画状況

今日の厳しい経済情勢や地方行財政を取り巻く環境の変化に伴い、より一層の行政の効率化が求められており、適切に職員の数を管理することは必要不可欠であるが、一方で地方自治体間の競争が激しくなるなか、単なる退職補充・職員数削減に留めず、必要な人材確保も考慮して、組織機能の効率化と強化を図ることも急務である。こうしたことから計画名を「定員適正化」から「計画管理」に変更し、第5次御殿場市定員管理計画（平成29年4月1日～平成33年4月1日）を策定し、引き続き、多様化・高度化する将来の行政需要に適応した組織体制の準備に努めることを目的としている。

・定員適正化計画の年次別（計画）状況（各年度4月1日現在） （単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画数（目標値）	642	639	663	663	666
職員数（実績値）	656	656	663	664	666

2 人事評価の状況

(1) 対象職員（被評価者）の状況

特別職を除く正規職員

(2) 評価者の状況

被評価者の上位の管理監督職職員（特別職含む）

(3) 評価体系の状況

	内 容
業績評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員が職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価</li><li>・評価期間は1年間（4月～翌年3月）</li><li>・職員が自ら挙げた職務目標における達成度及びその目標の難易度から評価点を算出（目標管理制度）</li></ul>
能力評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価</li><li>・評価期間は1年間（4月～翌年3月）</li><li>・職制上の段階ごとに求められる能力（標準職務遂行能力）を評価項目として定め、それぞれの能力の発揮度合いを評価</li></ul>

(4) 処遇への反映の状況

業績評価と能力評価における評価点の合計点から総合評価区分を5段階で算出している。

評価結果の処遇への反映については、平成30年度人事評価における総合評価区分を平成31年度の勤勉手当に反映させる予定であったが、評価基準の徹底が図れなかったこと等の理由により、処遇への反映を見送った。

### 3 給与の状況

#### (1) 人件費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
37,880,604 千円	4,895,483 千円	12.9%

#### (2) 職員給与費の状況（平成 31 年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
607 人	千円 2,185,937	千円 464,921	千円 918,507	千円 3,569,365	千円 5,881

（注）職員手当には退職手当を含まない。

#### (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（一般行政職）（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
御殿場市	305,821 円	394,435 円	39.0 歳
静岡県	332,566 円	430,581 円	42.5 歳

（注）平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、時間外手当等）の合計である。

#### (4) 初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	御殿場市	県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	190,738 円
	高校卒	148,600 円	155,891 円

#### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	269,500 円	324,300 円
	高校卒	220,000 円	265,700 円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数である。

#### (6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1 級	主事・技師	49	12.7
2 級	副主任	80	20.7
3 級	主任	89	23.0
4 級	主幹・副主幹	32	8.3
5 級	副参事	35	9.1
6 級	課長補佐	39	10.1
7 級	課長・参事	37	9.6
8 級	部長・次長	25	6.5
計		386	100

（注）「御殿場市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数である。

## (7) 期末・勤勉手当の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：月分）

区分	御殿場市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.3	0.925	2.225	1.3	0.925	2.225
12 月期	1.3	0.925	2.225	1.3	0.925	2.225
計	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45

## (8) 退職手当の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	御殿場市		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たりの平均支給額	7,118 千円	早期 24,898 千円 定年 24,127 千円	—	

（注）1 人当たりの平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

## (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

1 人当たり平均支給額（地域手当 6 %） （平成 30 年普通会計決算額）	214 千円
---	--------

## イ 特殊勤務手当（平成 30 年度決算）

区 分		全 職 種	
職員全体に占める手当支給職員の割合 （一般事務職）		11.8%	
手当の種類（手当数）		（公営企業を含む。）	
代表的な手当の 名 称	支給額の多い手当	手当の種類	年間支給総額（円）
		1 夜間看護手当	6,030,000
		2 不快作業手当	1,332,000
		3 滞納処分手当	1,126,000
		4 社会福祉業務手当	273,600
	5 水道作業手当	267,600	
	多くの職員に支給 されている手当	手当の種類	延べ人数（人）
		1 不快作業手当	2,220
		2 夜間看護手当	2,202
		3 滞納処分手当	1,127
4 社会福祉業務手当		456	
5 水道作業手当	446		

ウ 時間外勤務手当（平成 29、30 年度普通会計決算）

30 年度	支給総額	54,973 千円
	1 人当たり支給年額	113 千円
29 年度	支給総額	77,321 千円
	1 人当たり支給年額	159 千円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	内 容	
扶養手当	配偶者	6,500 円
	子	10,000 円
	父母等	6,500 円
	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき	5,000 円加算
住居手当	[借家・借間に居住する職員] 支給対象者 12,000 円を超える家賃を支払っている職員	
	最高支給限度額	27,000 円
通勤手当	支給対象者 交通機関を利用して通勤している職員及び交通用具により通勤している職員（片道 2k m 未満の者を除く。）	
	[交通機関等利用者] 最高支給限度額	55,000 円
	[交通用具使用者] 最高支給限度額	22,200 円

(10) 特別職の給与等の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市長	880,000 円	6 月期	2.225 月分
	副市長	700,000 円	12 月期	2.225 月分
	教育長	673,000 円	計	4.45 月分

※「3 給与の状況」は、令和元年 12 月 1 日現在の状況により記載している。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分

(注) 本庁や各支所などの勤務時間。保育園や給食センターなどのように業務内容に応じて勤務時間が異なる場合もある。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 30 年度）

1 人当たり平均取得日数	9.18 日
--------------	--------

(注) 年次有給休暇は、1 年につき 20 日付与され、また、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。

(3) 特別休暇等の導入状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	概 要
病気休暇	ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 イ 結核性疾患 ウ 上記ア、イ以外の負傷又は疾病
特別休暇	ア 選挙権の行使その他公民として権利を行使する場合 イ 証人等として国会などに出頭する場合 ウ ドナー休暇 エ ボランティア休暇（5 日の範囲内） オ 結婚休暇（10 日以内） カ 産前休暇（出産の日までの 8 週間） キ 産後休暇（出産の日の翌日から 8 週間） ク 授乳等休暇（生後 1 年に達しない子に授乳等を行う場合、1 日 2 回 30 分以内） ケ 妻の出産（入院等の日から出産後 2 週間までの間に 2 日以内） コ 父母の祭日（死亡後 15 年以内に行われる祭事、法事等の行事を営むとき） サ 忌引休暇 シ 夏季休暇（7 月から 9 月までの間で、原則として 5 日以内） ス 災害により職員の現住居が滅失した場合 セ 災害時において出勤することが困難な場合 ソ 災害時において通勤途上において危険を回避するため タ 生理休暇（2 日以内） チ 妊娠中の職員が通勤途上の混雑を避ける場合 ツ 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が健康指導等を受ける場合 テ 妊娠中の職員の業務が母体や胎児に影響があると認める場合 ト 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合 ナ 伝染病予防法上必要な措置により勤務することが不適當な場合 ニ 子の看護休暇（未就学児を看護する場合：5 日以内） ヌ 男性職員の育児のための休暇（5 日以内） ネ 短期介護休暇（5 日以内）
介護休暇	ア 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合

（注）取得要件等は、「御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

5 職員の休業に関する状況

（注）当該年度に新たに休業を取得した人数である。

(1) 高齢者部分休業の取得者数（平成 30 年度）

（単位：人）

		高齢者部分休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (2) 修学部分休業の取得者数 (平成 30 年度) (単位：人)

		修学部分休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (3) 自己啓発等休業の取得者数 (平成 30 年度) (単位：人)

		自己啓発等休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (4) 配偶者同行休業の取得者数 (平成 30 年度) (単位：人)

		配偶者同行休業
市長事務部局等	男性	0
	女性	0
教育委員会	男性	0
	女性	0
合 計	男性	0
	女性	0

## (5) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成 30 年度) (単位：人)

		育児休業	部分休業
市長事務部局等	男性	1	0
	女性	30	10
教育委員会	男性	0	0
	女性	7	1
合 計	男性	0	0
	女性	38	11

## 6 分限及び懲戒処分 of 状況

## (1) 分限処分者数 (平成 30 年度) (単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	-	1	3	-	4
教育委員会	-	-	1	-	1
合 計	-	1	4	-	5

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分をいう。



## (2) 懲戒処分者数（平成 30 年度）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	-	-	1	-	-
教育委員会	-	-	-	-	-
合 計	-	-	1	-	-

（注）懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

## 7 サービスの状況

## (1) サービス規律遵守のための取組み（平成 30 年度）

取 組 内 容
以下の通達を行った。 職員の綱紀粛正及びサービス規律の確保（4 月） 年末年始におけるサービス規律の確保（12 月） 静岡県御殿場市・小山町県議会議員選挙における職員の綱紀粛正及びサービス規律の確保（3 月）

## (2) 兼職・兼業の許可件数（平成 30 年度）

許可件数（件）	主な許可事例
100	消防団等

（注）上記の許可は、地方公務員法第 38 条第 1 項及び教育公務員特例法第 17 条第 1 項に基づくものである。

## 8 退職管理の状況

定年又は勸奨により退職する職員を対象として、再就職状況の報告や現役職員への働きかけを規制するため「御殿場市職員の退職管理条例（平成 28 年御殿場市条例第 24 号）」及び「御殿場市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年御殿場市規則第 13 号）」を定め、営利企業に就職する離職者は届出書を提出するなど退職管理の適正を確保している。

## 9 研修の状況

区分	概要（平成 30 年度）
市長部局等	<p>御殿場市職員研修計画に基づき、御殿場型 NPM による施策の推進のために、職員の意識改革・マネジメント能力の向上を重点目標として、次の研修を実施した。</p> <p>[研修の実施概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費（平成 30 年度決算額） 6,587 千円</li> <li>・ 階層（階級）別研修等開催数 新規採用職員研修等 11 研修</li> <li>・ 参加派遣研修数 市町村中央研修所等 59 講座</li> <li>・ 職能研修 人事評価研修、メンター研修 女性職員キャリアアップ研修ほか</li> <li>・ 国・県等への派遣 静岡県</li> <li>・ その他研修 普通救命（AED）講習ほか</li> </ul>

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成30年度）

区 分	対象人数	受診人数	受診率
健康診断	666人	514人	77.2%
胃レントゲン（40歳以上及び希望者）	295人	80人	27.1%
人間ドック（希望者）		240人	
腰痛検査（希望者）		5人	
VDT健康診断（希望者）		57人	
ストレスチェック	666人	601人	

(2) 公務災害等の認定状況等（平成30年度）

（単位：件）

区 分		市長部局等	教育委員会	計
認定	公務災害	3		3
	通勤災害			
	計（件）	3		3

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成30年度）

区 分	概 要
互助会事業への助成	<p>○歳入・歳出の内訳</p> <p>《収入》</p> <p>職員の会費 15,076,251円（51.7%）</p> <p>その他の収入 14,061,623円（48.3%）</p> <p>合計 29,137,874円（100%）</p> <p>《支出》</p> <p>事務費 394,386円（1.4%）</p> <p>事業費 8,012,831円（27.5%）</p> <p>給付金 8,313,000円（28.5%）</p> <p>諸支出 10,526,470円（36.1%）</p> <p>積立金 0円（0%）</p> <p>翌年度繰越金 1,891,187円（6.5%）</p> <p>合計 29,137,874円（100%）</p>
	<p>○事業の概要</p> <p>福利厚生事業 バス旅行…潮干狩り 東京ディズニーランド 東京ディズニーシー 職員文化祭</p> <p>給付金 結婚祝金・出産祝金・就学祝金 人間ドック助成金 等</p>

## II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずるとされている。平成30年度に公平委員会におけるこれらの業務の状況は、次のとおりである。

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況について … なし
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況について … なし